

議案第60号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 電気事業は、<u>産業基盤の強化及び地球温暖化対策の推進</u>を図るため、水力、風力等の再生可能エネルギーの利活用により電力の供給を能率的かつ経済的に行う。</p> <p>2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th><th>最大出力</th><th>電力供給方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td><td rowspan="4">卸売</td></tr> <tr> <td>加地発電所</td><td>1,100キロワット</td></tr> <tr> <td>袋川発電所</td><td>1,100キロワット</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>別表（第7条関係）</p> <p>1 細水料金</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td></tr> </table>	施設の名称	最大出力	電力供給方法	略		卸売	加地発電所	1,100キロワット	袋川発電所	1,100キロワット	略		略	<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 電気事業は、<u>電力需給事情の改善により、産業経済基盤の整備強化を図るため、電力の供給を能率的かつ経済的に行う。</u></p> <p>2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th><th>最大出力</th><th>電力供給方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td><td rowspan="3">卸売</td></tr> <tr> <td>加地発電所</td><td>1,100キロワット</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>別表（第7条関係）</p> <p>1 細水料金</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td></tr> </table>	施設の名称	最大出力	電力供給方法	略		卸売	加地発電所	1,100キロワット	略		略
施設の名称	最大出力	電力供給方法																							
略		卸売																							
加地発電所	1,100キロワット																								
袋川発電所	1,100キロワット																								
略																									
略																									
施設の名称	最大出力	電力供給方法																							
略		卸売																							
加地発電所	1,100キロワット																								
略																									
略																									

備考

1 及び 2 略

3 この表において「超過使用水量」とは、基本使用水量を1日にわたり平均して使用した場合の企業管理規程で定める時間（以下「単位時間」という。）当たりの水量（特定使用水量の承認がなされている日における当該使用の対象となる時間にあっては、当該単位時間当たりの水量に当該特定使用水量を当該使用の対象となる時間にわたり平均して使用した場合の単位時間当たりの特定使用水量を加えて得た水量）を超えて使用した単位時間における当該超過に係る水量について、企業管理規程の定めるところにより算定した水量をいう。

2 略

備考

1 及び 2 略

3 この表において「超過使用水量」とは、1日の各時間において使用する最大の水量から基本使用水量を24で除して得た水量と特定使用水量を当該特定使用時間数で除して得た水量とを合計して得た水量を減じて得た水量について、企業管理規程の定めるところにより算定した水量をいう。

2 略

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は規則で定める日から、別表の改正規定は公布の日から施行する。